

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2019. 7 No. 335

健全性支援実績No1を目指す！

Tax&Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
E-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 税務調査について
- II. 2019年版中小企業白書のポイント
- III. 預金保険制度について

[今月のトピックス]

- ・ 特許庁情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ
- § 戦略経営セミナーのご案内

I. 税務調査について

—— 傾向と対策について ——

個人の確定申告や3月決算法人の申告が終わり、税務署内の人事異動がひと段落する7月は新たな税務調査に着手し始める時期ともいわれています。そこで今回は、どのような方が税務調査の対象になりやすいのかを考えつつ、その調査に係る負担を軽減する方法のひとつとして書面添付制度をご紹介します。

■税務調査の対象の選定方法

税務署は申告が行われると、その申告内容をデータ化します。期限内に申告されたか否か、所得金額や納税額といった基本的な数値から各勘定科目の数値まで様々な数値をデータ化し、その数値を様々な角度から分析します。そこから、おかしいとなったものを個人レベルでピックアップし、そこから法人・個人の部門や署内レベルまで引き上げて再検討し、より重要性の高いところからリストアップしていき、調査官がこなせる件数との兼ね合いを考えつつ最終的に実地調査する先を決定、対象者に連絡する、という流れが一般的です。以前調査官をされていた方から聞いた話なのですが、1件の調査先を決定するにあたって、20~30件くらいはリストアップされているようです。そう考えると、10年も20年も税務調査がないからと言ってそれで安心、というわけにはいかないようです。

■対策

税務調査の対象にできるだけならないようにする（としか言えないところはお含みおきいただきたいのですが…）ためには何といたっても日々の記帳が大切になります。その記帳がしっかりできているかどうか、そのチェックの手段として弊社では原則として毎月一回、巡回監査をさせていただいています。

巡回監査を 12 回受けていただければ日々の記帳に関しては裏付けのある情報としての価値を有すると思いますが、まだまだ十分なものとは言えません。決算の過程において決算独特の記帳が行われるからです。そこで、その決算について日々の記帳から通じて再度見直しを行い、日々の記帳から決算に至るまでのすべての過程について税理士の立場から検証を行うものとして次に紹介する「書面添付制度」があります。

■書面添付制度

この制度は決算に際し税理士が書面に、検証した範囲を明らかにし、税務申告書に添付して税務署に提出する制度のことをいいます。弊社では多くの関与先様にご理解を賜り、一定の条件をクリアした関与先様に添付をさせていただいております。

この制度は、税理士側にも申告者との信頼関係をより強固なものとするなどのメリットがあるのですが、税務調査の観点から考えるとなんと言っても一番のメリットは税務調査の対象として選定されたとしても、その実施に先立ち提出した書面の内容について意見を述べる機会が決算を行った税理士に与えられていることです。その意見聴取の結果によっては税務調査自体必要ないと判断されることもありえるのです。

このように、さまざまなメリットを有する書面添付制度、今後も積極的に活用していきたいと考えております。

Ⅱ.2019 年版中小企業白書のポイント

— 世代交代と自己変革がキーワード —

中小企業庁は 4 月 26 日、2019 年版「中小企業白書」および「小規模企業白書」を公表しました。令和時代の到来を踏まえ両白書では、中小企業と小規模事業者の抱えるさまざまな課題について分析しています。

今回の白書では、経営者の世代交代に焦点を当てています。中小企業経営者の年齢分布を調べたところ、2018 年のピークは 69 歳であることが分かりました。1995 年時点のピークは 47 歳であったため、この間世代交代がほとんど進展しなかったこととなります。経営者の高齢化に伴い、休業業・解散件数も増加傾向にあり、経営資源の次世代への引継ぎは喫緊の課題となっています。

二つ目の課題として、経営者に期待される自己変革を取り上げています。人口減少、デジタル化、グローバル化などめまぐるしい環境変化のなか、中小企業経営者はいかに行動変容させていくべきか、IT の活用や災害対策などを題材にヒントを示しました。

■親族承継の推進が課題

経営者の世代交代（事業承継）の内訳を見ると、親族内承継の割合が 55.4%と過半を占めます。一方、役員・

従業員への承継、社外への承継も一定の割合を占めています。

親族内承継については事業承継税制など支援措置が大幅に前進しています。今後は、親族外承継を推進することが重要な課題です。後継者が未定である事業者には「事業支援引継ぎ支援センター」を通じたマッチング支援等による後継者探しをサポートしています。こうした事業承継支援策は今後10年間で集中して実施されていく予定です。親族外承継の一例として恵比寿堂（福井市）を取り上げています。同社は創業100年をこえる老舗和菓子店ですが、当初後継者が見つかりませんでした。そこで福井県事業引継ぎ支援センターに相談。従業員の雇用維持を条件に引き継ぎ先を探したところ、2カ月ほどで障害者就労継続支援を手がける企業とのマッチングが実現しました。

このように経営を引き継ぐ企業は、同業種の会社に限りません。経営の多角化等さまざまなニーズがあるため、視野を広げて探す予想外の業種の企業が候補として見つかるかもしれません。

一方、事業承継ではなく廃業を選択する経営者も多いです。その理由を尋ねたところ、「もともと自分の代で畳むつもりだった」とする回答が6割近くに上ります。廃業に当たっても費用が発生するが、経営資源を有償で譲渡すれば廃業費用の一部を賄うことが可能になり、次世代の経営者の事業にも役立ちます。

■求められる自己変革

経営者に期待される自己変革では、ITの導入状況などを調査しました。昨今、「IoT」や人工知能（AI）というワードが頻繁に話題にあがりますが、中小企業における導入割合は大企業に比べると低い数字にとどまっています。

掲載されている事例で印象的だったのがあびや（三重県伊勢市）の取り組みです。伊勢神宮内宮で食堂を営む同社では、経験と勘に基づいて事業を長年行っており、食品ロスと従業員の長時間労働が課題になっていました。2012年に入社した現社長は以前IT企業に勤務しており、AIを利用した来客予測システムを開発しました。天候、気温などのデータを元に来客、注文予測の精度を高め、食品ロスを大幅に削減することができました。さらに、週休2日制と長期休暇も導入でき、従業員の働き方も改善したようです。

■備えはリスクの把握から

昨年は豪雨や地震などの自然災害が相次いだことを受け、中小企業の防災、減災対策の実情も分析されています。自然災害リスクの把握状況を調べたところ、従業員規模により差は若干あるが、リスクを把握していない企業は実に半数以上に上りました。また、事業継続計画（BCP）策定率も1割に満たない状況です。

注目したいのはBCP策定のきっかけで、地域の支援機関や行政機関、販売先等、周囲の働きかけを挙げる回答が目立ちました。災害対策の一例を挙げると、岐阜県下呂市の丸田屋生花店は過去に台風による河川氾濫を受け、店舗入り口のかさ上げや電気設備の配線、コンセントの天井付近への移設などの災害対策を実施していました。そのため、昨年7月の豪雨で水害が発生したものの、生花用冷凍庫内の商品や電気設備の被害を免れ、翌日には事業を再開できたといえます。

5月29日には、中小企業の災害対応力を高める支援策を盛り込んだ、いわゆる「中小企業強靱化法」が成立しました。同法に基づき、中小企業が災害対応力を高める計画を認定し、税制・金融等の支援措置を講ずるとともに、商工会、商工会議所による小規模事業者への支援体制を強化する予定です。併せて、専門家が直接中小企業を訪問し、計画の策定支援等も行えるような取り組みを進めています。防災・減災対策は、ハザードマップ等を確認して自社を取り巻く自然災害リスクを認識し、できる備えから着手することが重要です。改正法の支援策も活用いただき、備えを進めていきたところです。



特許庁情報コーナー

■INPIT 知財総合支援窓口とは

INPIT 知財総合支援窓口は、中堅・中小・ベンチャー企業が抱える経営課題やアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する課題や相談をワンストップで受け付ける相談窓口です。全国 47 都道府県に設置しています。

経験豊富な企業 OB 等の窓口支援担当者がまずはお話を通じて「経営」と「知的財産」の課題を把握します。その上で、事業・知財戦略の策定助言やそれらの戦略に合った知財活動のソリューションを無料で提案してもらえます。また、会社の課題を見つける相談内容から専門性を必要とする相談内容まで、専門家が窓口担当者と協働してアドバイスをくれます。

「商品名やデザインを考えただけ、この後どうすればいいの?」、「他社との共同研究を予定しているが、どういうことに気をつければいいの?」、「海外展開を予定しているけど、どんな点に注意が必要なの?」等の疑問に対して適切な助言が得られます。

Ⅲ. 預金保険制度について

—ご存知ですか? 預金を守ってくれる制度—

万が一、金融機関が破綻したときに、皆様の預金を守るのが、預金保険という国の制度です。この制度を法律に基づき運営しているのが預金保険機構です。昭和 46 年に設立された預金保険機構は、金融庁、財務省を監督官庁とする認可法人で、預金保険、破綻処理、資本増強、不良債権買取・責任追及の主に 4 つの業務を行っています。

今月号では、皆様の大切な預金を守る「預金保険制度」について解説させていただきます。

■預金保険制度って何?

預金保険制度というのは、万が一金融機関が破綻した場合、預金者の預金などを保護するための保険制度です。保険という名前がついていますが、預金者が保険料を支払う必要はありません。預金保険料を払うのは、その預金を預かった金融機関です。金融機関に預金をすると、その預金には自動的に預金保険がかかります。注意点は、預金のすべてが預金保険によって保護されるのではなく、対象となる金融機関、預金の種類、限度額などが決まっているため、注意が必要です。

■保険の対象となる金融機関

預金保険の対象となる金融機関は、日本国内に本店がある銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫です。これらの金融機関でも、海外の支店は預金保険の対象外になります。また、外国銀行の在日支店も保険の対象外です。このほか、農業協同組合、漁業協同組合、農林中央金庫などは預金保険の対象外の金融機関ですが、農水産業協同組合貯金保険制度により、別途、保護されています。

保険会社、証券会社については、それぞれ保険契約者保護機構、日本投資者保護基金に加入しています。

■対象とならない預金

外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）、特別国債金融取引勘定において経理された預金（オフシェア預金）などは保護の対象から除外されます。

■保護してくれる預金の範囲

金融機関が破綻した場合に保護される預金などの額はその種類によって異なります。

1. 全額保護される預金とは

「当座預金」、「利息のつかない普通預金」など決済用預金は全額保護されます。

決済用預金の要件は、①利息がつかない、②預金者が払戻しをいつでも請求できる、③決済サービスを提供できる、の3点です。

2. 一定額が保護される預金とは

預金保護の対象となる決済用預金以外の一般預金等については、金融機関ごとに合算して、預金者1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。

3. 保護されない預金はどうなるの？

一般預金等で合算して元本が1,000万円を超える部分及び外貨預金など預金保険の対象外の預金などは破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

■金融機関が破綻した場合、どのような仕組みで預金は保護される？

金融機関が破綻した時の預金保護の仕組みには、資金援助方式と保険金支払方式があります。なお、どちらの方式でも、保護の範囲は同じです。

【資金援助方式】

破綻した金融機関の事業の一部またはすべてをほかの健全な金融機関（救済金融機関）が承継し、預金保険機構がそのために必要なコストを救済金融機関に資金援助するかたちで預金などの保護を行う方法です。金融審議会の答申では、金融機関が破綻したときの混乱を最小限にするために、資金援助方式を優先させるという方針が出されています。

【保険金支払方式】

預金保険機構が、預金者に対し直接保険金を支払うかたちで預金などの保護を行う方法です。どちらの方式においても、保護される預金の範囲は同じです。

■保護範囲を超える預金はどうなるのか？

預金保険で保護される範囲を超える預金は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われることになり、一部カットされる可能性があります。どの程度カットされるかは、破綻した金融機関の財産の処分・回収などの状況に応じて、裁判所の関与のもとで決められます。支払いは最終的に破綻金融機関の残余財産が確定し、配分額が決まってから行われます。

■万が一の時でもあわてずに

金融機関が破綻したとの情報などに接した時は、風評等に惑わされることのないよう、当局の発表によるものなのかどうかなど事実関係をよく確認してください。万が一、金融機関が破綻した場合、預金保険により保護されている預金等については、あわてて引き出す必要はありません。定期預金は期限前に解約をすると、預金約款等により所定の利率が適用され利息が少なくなる場合もあります。保護されていない預金等も一部カットされる可能性があります。破綻金融機関は裁判所の関与により法的に処理され、他の債権者と同様に公平・公正な支払いが行われますので、「早い者勝ち」となることは決してありません。



今月のブックマーク

業務で Microsoft Office を使う方は多いと思います。その中でも、PowerPoint はプレゼンテーション用のソフトですが、会議やセミナーなどで使用するほか、社内の資料作成やチラシ作りにも役立てられます。このサイトでは、PowerPoint の基本的な使用方法が掲載されております。是非ご覧ください。

「初心者にも分かる！PowerPoint の使い方」

<https://office-powerpoint.com/>

TFG共栄会・戦略経営セミナーのご案内

10月1日から改正！

「改正消費税実務セミナー」

－ 軽減税率及びその他改正事項の解説！！－

講師：税理士 大谷 彰秀 先生

10月1日の消費税率10%の施行がいよいよ眼前に迫りました。今回は税率引上げの他、税率8%の軽減税率制度の導入や請求書等の保存方法をはじめとする様々な改正をわかりやすく解説致します。

日時：令和元年8月2日（金）

受付：午後2時30分より

午後3時00分～5時15分

会場：コンファレンスプラザ大阪御堂筋 K2会議室

（最寄駅 地下鉄御堂筋線「本町駅」1号出口（北東口）

北へ300m 右側 徒歩3分）

会費：無料

TFG夏季休暇のご案内

8月13日（火）から8月15日（木）を夏期休暇とさせていただきます。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐